

デジタル社会の推進と人口減少への対応による 新たな地方創生の実現に関する重点提言

我が国における急激な人口減少は、行政サービスも含め、担い手不足が急速に深刻化する中、インフラや公共交通、物流の維持等に支障を生じさせ、あらゆる社会課題に対応しなければならない局面を招いており、日本社会の将来にも大きな影響を及ぼすと考えられる。

都市自治体の多様な取組にもかかわらず人口減少に歯止めがかからないなど、地方の置かれている状況は極めて厳しいものがあり、その克服に向けて、地方創生の取組が極めて重要である。

また、公共サービス等を維持・強化するためには、デジタルトランスフォーメーションを推進し、デジタル技術を活用した効率化と利便性向上に取り組むことが必要である。

このような中、国においては、人口減少や少子高齢化に対応するため、「新しい地方経済・生活環境創生本部」を創設し、今後 10 年間集中的に取り組む基本構想を策定する「地方創生 2.0」を掲げている。

政府においては、今こそ人口減少、東京一極集中の是正などについてこれまでにないような大胆な政策を打ち出し、強力に推進することが必要である。

よって、国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 人口減少への対応による新たな地方創生の実現

- (1) 「地方創生 2.0」の起動に当たり、少子化対策を軸とした人口減少対策、東京一極集中の是正を明確にした我が国のグランドデザインと今後の地方創生の取組の方向性を示すこと。
- (2) 都市自治体が地方版総合戦略に基づき、国と地方の役割分担のもと、地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を自主的・主体的に継続して実施できるように支援することに加え、誰もがチャレンジでき、若者・女性に選ばれる地方、誰もが安心して子どもを産み育てることができる地方、多様性のある地域分散型社会づくりに向け、これまでにないような大胆な政策を打ち出し、強力に推進すること。
- (3) 地方創生の推進に当たり、国は、少子化対策の抜本強化や介護サービス基盤の確保をはじめ、地域交通、情報通信等の社会基盤整備の推進による

地方と都市部における格差の解消など、国が本来行うべき施策に重点的に取り組むこと。

- (4) 地方創生の取組は、一地域の努力で解決できるものではなく、広域的かつ長期的な対策が必要であることから、国・都道府県・市町村等の相互連携の強化に係る支援の充実を図ること。
- (5) 地方創生について、国民の関心を高める広報・啓発活動等を充実させること。特に、地方移住や地方との関わりを持つことの魅力などについて、効果的・戦略的な情報発信を進めること。

2. デジタル社会の推進による新たな地方創生の実現

- (1) デジタルトランスフォーメーションの推進は、人口減少が進む地方における農林水産業、教育、医療、交通などの様々な課題解決や地域の魅力向上に資するものであるため、地域における自由な発想と創意工夫を凝らした様々な取組に対し支援を継続すること。
- (2) 地域のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、人材還流促進など当面のデジタル人材確保策を強化するとともに、今後のデジタル社会を見据えて、地方においても、デジタル人材の育成・確保に資する教育の充実と産業の育成について積極的な取組を行うこと。

3. 地方への人の流れをつくる

- (1) 東京一極集中の是正に向け、大規模災害の発生や感染症の感染拡大がもたらすリスクも踏まえ、地方でのテレワークや「転職なき移住」を推進し、地方での仕事の創出や地方への仕事の移転、地方への移住・定住、二地域居住等を更に推し進め、分散型国土の具現化を図ること。

また、政府関係機関の地方移転について、一部の機関や機能の移転にとどまることなく、国がより一層主体的に取り組む、地方への移転を促進すること。

- (2) 地方への人の流れをつくるため、都市自治体が行う移住・定住支援施策に対し、財政措置を拡充すること。

また、移住支援金や起業支援金については、これまでの自治体の取組が継続できるよう引き続き支援をするとともに、更なる制度の拡充や要件の

緩和を図ること等により、若者を中心としたU I J ターンの抜本的強化を図ること。さらに、将来的なU I J ターンにつながる「関係人口」の拡大に向けた取組を推進すること。

- (3) 地域おこし協力隊について、地域要件の緩和や応募者の裾野の拡大を図るとともに、隊員の任期終了後の定住・定着を一層推進すること。また、都市自治体が負担する経費について、財政措置を拡充すること。
- (4) 地域経済の活性化等を図るため、女性・高齢者・外国人などの人材が地域で活躍できるよう、効果的な支援策を講じること。
- (5) 多くの若年層が就職をきっかけとして東京圏に転入していることから、都市と地方の賃金格差を解消し、地方における所得の向上を図ること。
- (6) 企業の地方移転を促進する税制措置の強化やサテライトオフィスの整備・運営に係る財政措置の拡充など、企業誘致に係る支援を充実すること。
- (7) 地方創生に係る交付金のうち、サテライトオフィスの整備・利用促進等に対する支援事業について確保・充実を図ること。
- (8) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、都市自治体による自主的かつ自立的な取組により地域経済の活性化や地域における雇用機会の創出等を推進する制度であり、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金・人の流れを高める必要があることから、令和7年度以降も税額控除の特例措置を延長すること。

4. 新たな地方創生の実現に向けた財源の充実

人口減少問題への対応による新たな地方創生の実現に向けて、都市自治体が取組を自主的・主体的に実施できるよう、地方財政計画の地方創生推進費を拡充するなど十分な地方財源を確保すること。

地方創生に係る交付金については、これまでにない新たな地方創生の取組を推進できるよう、その拡充を図ること。

なお、交付金の申請や採択に当たっては、各自治体の創意工夫を尊重し、都市自治体の意欲的な地方創生の取組に支障が生じることのないよう対応すること。

また、地方財政計画の地域デジタル社会推進費については、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、地域のデジタル化の推進に必要な経費を適切に計上すること。

5. 安心安全な暮らし

(1) 孤独・孤立対策については、「孤独・孤立対策推進法」に基づく新たな重点計画が策定されたことから、計画に定められた基本的な方針の下、官・民・NPO等、多様な主体の総力を結集して、それぞれの地域において、その実情に応じた施策を展開できるよう、継続的な財政支援をはじめとして必要な支援を行うこと。

(2) 複合的な課題を抱える方を必要な支援につなぐ仕組みを構築するため、保健・医療・介護・福祉・教育などの各分野を横断した多機関協働による包括的相談支援やアウトリーチ型支援の体制を整備できるよう、必要な支援を行うこと。

また、相談支援やコーディネートの能力のある社会福祉士や保健師、リソクワーカー等の専門職の養成・確保を図るため、十分な財政措置を講じること。

(3) 孤独・孤立を含め、生きづらさや複合的な生活課題を抱える方への支援については、つながりや絆を大切にする伴走型で進める必要があり、ボランティアやNPO等の果たす役割が大きいため、そうした支援団体等の育成・確保、活動への財政支援の充実を図ること。